

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：総合防災マップ、地先の安全度マップ)

栗東市は、台風や梅雨前線等による集中豪雨により、たびたび外水氾濫（河川氾濫）による洪水害を受けてきた。近年は、大きな河川の整備が進む一方、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、中小河川の氾濫や内水氾濫、土砂災害が増加傾向にある。

栗東市は、その地形から、北部の低地は、洪水害（外水氾濫、内水氾濫）、市域中央部から南部の山地、丘陵地は、土砂災害の潜在的なリスクがある。

これらのリスクは栗東市の総合防災マップに掲載されている。

このほか、滋賀県では自宅や勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかシミュレーションにより求めた図「地先の安全度マップ」を作成し、浸水想定区域等を公表している。

(土砂災害：総合防災マップ)

滋賀県は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の規定に基づき、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域の指定をし、その区域等を公表しており、指定箇所は栗東市の総合防災マップにも掲載されている。

栗東市においては、南部の山地、丘陵地に多く警戒区域が点在しており土砂災害の潜在的なリスクは高い。

(地震：栗東市地域防災計画)

栗東市に近い断層帯は、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯等があるがこのうち琵琶湖西岸断層帯は、我が国でも相対的に発生確率が高いグループに位置付けられる断層帯で、かつ長く、想定される地震規模も大きい。

栗東市域に最も大きな揺れをもたらすことが予想されているのは『琵琶湖西岸断層帯』を震源とする直下型地震のうち南部から断層破壊が開始されるケースである。

この場合、市で想定される震度は、最大7であり、他の想定地震より多くの被害が発生すると考えられる。

また、栗東市は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ巨大地震にも配慮が必要となる。南海トラフ巨大地震発生時の栗東市での想定震度は6弱程度とされている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で急速な蔓延は、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

栗東市に関係する河川のうち、野洲川について、水防法の規定に基づき、国土交通省（琵琶湖河川事務所）が野洲川下流、滋賀県が野洲川上流・杣川を洪水予報河川として指定、また、草津川は県が水位周知河川に指定しており、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）を指定・公表している。

(2) 栗東市と市内商工業者の状況

- ・商工業者等数 2, 3 5 4 企業
- ・小規模事業者数 1, 5 4 1 企業

【内訳】

産業大分類別内訳

業 種		商工業者等数	小規模事業者数
A～B	農林漁業	1 5 企業	1 5 企業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1 企業	0 企業
D	建設業	3 9 0 企業	3 2 6 企業
E	製造業	3 2 5 企業	1 7 7 企業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	2 企業	2 企業
G	情報通信業	1 5 企業	9 企業
H	運輸業、郵便業	1 1 4 企業	5 0 企業
I	卸売業、小売業	5 2 1 企業	2 4 3 企業
J	金融業、保険業	4 1 企業	3 3 企業
K	不動産業、物品賃貸業	1 2 6 企業	1 0 3 企業
L	学術研究、専門・技術サービス業	1 1 2 企業	7 0 企業
M	宿泊業、飲食サービス業	2 1 6 企業	1 7 7 企業
N	生活関連サービス業、娯楽業	1 7 8 企業	1 3 6 企業
O	教育・学習支援業	6 5 企業	4 7 企業
P	医療・福祉	6 3 企業	5 2 企業
Q	複合サービス事業	2 企業	1 企業
R	サービス業(他に分類されないもの)	1 6 8 企業	1 0 0 企業
合 計		2, 3 5 4 企業	1, 5 4 1 企業

栗東市はもともと水田農業を中心とした地域であったが、昭和38年7月の名神高速道路栗東インターチェンジ設置に伴い、国道1号、8号との関連性とともに、わが国の道路網の中核となり、昭和40年代は田園地帯から一転して内陸工業地帯として急激に発展を遂げた。そして、昭和44年代には日本中央競馬会栗東トレーニング・センターが誘致され、近代化と経済成長がさらに進んだ。平成3年にはJ R琵琶湖線栗東駅が開業し、本市の新たな玄関口として都市開発が進み、全国的にも異例の人口増加が続いてきた。

周辺市には大型商業施設が複数進出しており、市内にまとまった商業地区がないことなどから、消費が市外の大型商業施設へ流出し、人口は増加しているものの小売店舗数は減少傾向にあ

る。

立地条件に恵まれているため、栗東市には一業種に特化することなく、プラスチック、金属、機械、食料品など多種多様な分野の製造業や運輸業の工場等が多く進出し、主要幹線道路の整備も進んできていることにより、市内には数多くの危険物製造所、貯蔵所、取扱所が存在している。人口増加による市街化・宅地化の進展により、住宅と危険物施設との混在化が進み、危険物災害の発生等、二次災害を招くことが懸念される。

(3) これまでの取組

1) 栗東市の取組

- ・栗東市商工会と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」の締結（平成9年6月、平成27年4月見直し）
- ・同報系防災行政無線の運用（平成20年4月）
- ・防犯・防災情報メール配信（平成25年4月）
- ・LINEによる防犯・防災情報配信（令和6年8月）
- ・栗東市地域防災計画を改定（令和2年3月）
- ・栗東市危機管理センターの運用開始（平成30年4月）
- ・栗東市地域防災計画改定中（令和7年3月）
- ・防災総合訓練の実施（年1回）
- ・栗東市災害時受援計画策定中（令和7年3月）

2) 栗東市商工会の取組

- ・栗東市との「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」の締結（平成9年6月、平成27年4月見直し）
- ・事業者BCP（事業継続計画、Business Continuity Planning の略）に関する国の施策の周知
- ・滋賀県が主催する事業者BCP策定セミナーの周知及び参加
- ・滋賀県共済協同組合や滋賀県商工会連合会と連携した各種共済への加入促進
- ・防災備品（災害救助用工具類、懐中電灯等、非常用防災リュック）を備蓄
- ・商工会館と栗東駅前ウイングプラザで年2回テナントを含めた消防訓練を実施
- ・栗東市が実施する防災訓練への参加および協力

II 課題

現状では、保険・共済に対する助言を行える商工会の担当職員が限定されており、対応できる職員が不足している。そのため、災害対策の必要性の周知や個々の事業所の抱えている災害リスクの把握が十分に出来ていないのが現状である。

加えて、市内在住の職員が少なく、緊急時参集可能な職員が限定されてしまう可能性があり実際に支援計画を遂行していく上で支障をきたすことが懸念される。

また、感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の奨励や体調不良者を出社

させないルール作りや、感染症拡大に備えてマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会災害システム等により栗東市と栗東市商工会との間における被害情報報告ルートを構築し具体的な協力体制を整備する。
- ・栗東市商工会では、自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守るために、市内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し事業継続を支援する。
- ・滋賀県商工会連合会が主催する職員向け研修などを活用し、全職員が保険・共済に関する助言を行えるようになることを目指す。
- ・発災後速やかな復興支援が行なえるよう、また地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行なえるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・栗東市商工会の事業継続計画の有無：有（別添、栗東市商工会危機管理マニュアル）
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・栗東市と栗東市商工会の役割分担、体制を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

< １．事前の対策 >

平成９年６月３０日に締結（平成２７年４月１日見直し）した「災害時における生活物資の調達等に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知と把握

- ・栗東市広報や栗東市商工会会報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、危険物の取扱いを含むリスク対策の必要性、商工会の取り扱う共済や民間の損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・滋賀県商工会連合会が主催する職員向け研修の受講や滋賀県等が実施する事業者向けのセミナーに職員も同席することで、職員のスキルアップを図る。
- ・栗東市商工会職員全員が、巡回訪問時や窓口対応時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」や栗東市の総合防災マップなどを用いて、災害リスクを認識させ、事前

対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・各種共済加入等）の必要性を周知する。

- ・新型コロナウイルスを含む感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染症の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルスを含む感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業所への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備する為の情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・栗東市商工会は滋賀県商工会連合会の指導により危機管理マニュアルを作成済み（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・栗東市商工会は小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について支援および助言を行うが、必要に応じて、滋賀県商工会連合会の専門家派遣事業や滋賀県よろず支援拠点の専門家、滋賀県共済協同組合や民間損害保険会社に協力を依頼する。
- ・小規模以外の事業者から要請があった場合については、滋賀県産業支援プラザ、滋賀県よろず支援拠点等を紹介し支援を要請する。

4) フォローアップ

- ・定例事務局会議の場などを活用し、栗東市商工担当部局等と栗東市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を設ける。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。

そのうえで、栗東市商工会危機管理マニュアルに想定する「危機ランクA・B」に相当する発災時に後述の手順で対応し、地区内の小規模事業者の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。（危機ランクCの場合の対応は危機管理マニュアル記載のとおりとする。）

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・栗東市商工会危機管理マニュアルに従い、発災当日即座に職員の安否確認及び商工会災害システムに入力を行う。

（商工会災害システム、LINE グループ機能、NTT 災害用伝言ダイヤル等を利用し、安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を把握し、把握状況を栗東市と栗東市商工会とで共有する。） ※安否確認は全員と連絡がとれるまで継続して実施する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、栗東市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

※商工会災害システム（全国商工会連合会 開発・運営 / パソコン・スマホ対応システム）

（安否報告入力画面）

商工会災害状況報告システム
滋賀県栗東市商工会

【職員】の被害報告 ※は必須
被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.職員名※ :

2.被害状況※ : ☒あり ☐なし

3.人的被害状況
(1)本人 :

(2)家族 :

4.物的被害状況
(1)自宅 :

(2)家族宅 :

(3)車 輛 : ☒あり ☐なし

5.出勤可否 : ☒可 ☐不明 ☐不可

6.備考 :

（安否状況確認画面）

滋賀県 栗東市商工会 災害状況報告 DRS No.253211-1327

1.職員名 : 商工会職員 1

2.被害状況 : **あり**

3.人的被害状況
(1)本人 : **死亡** (2)家 族 : **行方不明**

4.物的被害状況
(1)自宅 : **全壊** (2)家族宅 : **全壊** (3)車 輛 : **あり**

5.出勤可否 : 不可

6.備 考 : テストです。

7.写 真 : なし

8.報告者名 : 商工会職員 1 報告日時 : 2019/12/03 09:50:42

2) 応急対策の方針決定

- ・栗東市商工会事務局機能が大幅低下または不能となると想定させる場合には、商工会危機管理マニュアルに従い危機対策本部を設置する。
- ・商工会全職員が被災等により応急対策ができない場合、商工会執行部にて状況に応じた対応策を講じる。
- ・栗東市と商工会危機対策本部との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・栗東市商工会危機対策本部にて、二次被害を防止するため被災地域で活動を行う内容について決定する。
- ・栗東市と商工会危機対策本部は域内被害状況の調査を開始するまでに、災害発生状況に応じて被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法、情報交換の方法・頻度について協議し確認する。特に市から指定がない場合は、商工会は商工会災害状況報告システムの調査様式に基づき被害状況・被害額の収集を行い、発災状況に応じてその時点で連絡可能な方法により原則毎日 1 回報告を行い、情報を共有する。商工会災害システムを活用することで、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行う。

商工会災害システム 会員の被害状況報告入力画面

商工会災害状況報告システム

滋賀県栗東市商工会

[会員]の被害報告 ※は必須

被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.会員名※ :

所属 : ☒ 親会 ☐ 青年部 ☐ 女性部 ☐ 壮青年部

2.地区名 :

3.被害状況※ : ☐ あり ☐ なし

4.人的被害状況

(1)経営者 :

(2)家 族 :

(3)従業員 :

5.物的被害状況

(1)店舗工場 :

(2)社長自宅 :

(3)商 品 : ☐ あり ☒ なし

(4)機 械 : ☐ あり ☒ なし

(5)器具備品 : ☐ あり ☒ なし

(6)車 輛 : ☐ あり ☒ なし

6.被害額 : 円

7.備考 :

8.写真 :

ファイルが選択されていません。

ファイルが選択されていません。

ファイルが選択されていません。

9.報告者名※ :

- ・ 商工会は商工会危機管理マニュアルに従い、域内被害状況の調査を行う。避難場所等を巡回し会員の安否、被害状況等を確認し、商工会災害システム等により情報共有を行う。以降、事業所の被害状況を継続的に確認する。

商工会災害システム 会員の被害状況報告確認画面

滋賀県 栗東市商工会 災害状況報告 DRS No.253211-1326

1.会員名 : 栗田 栗夫 (親会)
 2.地区名 : 栗田
 3.被害状況 : **あり**
 4.人的被害状況
 (1)経営者 : **死亡** (2)家 族 : **重傷** (3)従業員 : **行方不明**
 5.物的被害状況
 (1)店舗工場 : **全壊** (2)社長自宅 : **一部破損** (3)商 品 : **あり**
 (4)機 械 : **あり** (5)器具備品 : なし (6)車 輛 : **あり**
 6.被害額 : **3000000円**
 7.備 考 : **テストです。**
 8.写 真 : **なし**
 9.報告者名 : **商工会職員 1** 報告日時 : 2019/12/03 09:49:49

※事務情報 ｽﾏｰｸﾞ : 未認 担当ID : 処理日時 :

商工会災害システム 商工会別被害状況一覧画面

商工会災害対応管理システム [報告Site](#) [ログアウト](#)

滋賀県 栗東市商工会 被害状況 (2019/12/03 09:59:35 現在)

[CSV作成](#)

報告 : 3 件 区分 : 全て ｽﾏｰｸﾞ : 全て [表示](#) ※個別の報告書を印刷する場合は「No.」をクリックして下さい。

No.	区分	名称	所属	地区	被害	本人	家族	社員	建物	住宅	家族宅	商品	機械	備品	車輛	被害額	出勤	使用
1328	会館	栗田昇降会館			有				全壊					有	有			不明
1327	職員	商工会職員 1			有	死亡	行方不明			全壊	全壊				有		不可	
1326	会員	栗田 栗夫	親会	栗田	有	死亡	重傷	行方不明	全壊	一部破損		有	有	無	有	3000000円		

滋賀県 栗東市商工会 災害状況報告 DRS No.253211-1328

1.会館名 : 栗田昇降会館
 2.被害状況 : **あり**
 3.物的被害状況
 (1)建物 : **全壊** (2)器具備品 : **あり** (3)車輛 : **あり**
 4.使用可否 : 不明
 5.備 考 : **テストです。**
 6.写 真 : **1枚**



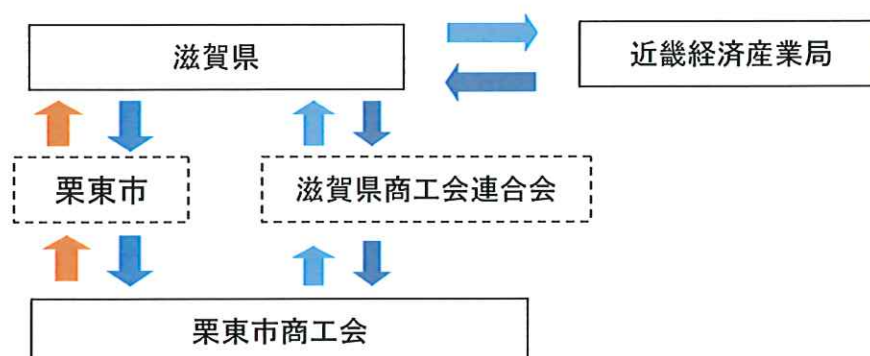
一覧画面でNo をクリックすることで、個別報告内容を確認できる。

・通信障害等により商工会災害システムが機能しない場合は、商工会危機管理マニュアル

別紙1の「会員等被害状況調査票」を用いて被害状況・被害額の収集を行う。

- ・栗東市と栗東市商工会が共有した情報を、滋賀県の指定する方法にて栗東市または栗東市商工会より県へ報告する。上記滋賀県の指定する方法については、商工会災害システム等を活用する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

(連絡・報告ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、栗東市と栗東市商工会で相談・決定する。
(栗東市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や滋賀県、当市等の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談も窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国や滋賀県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

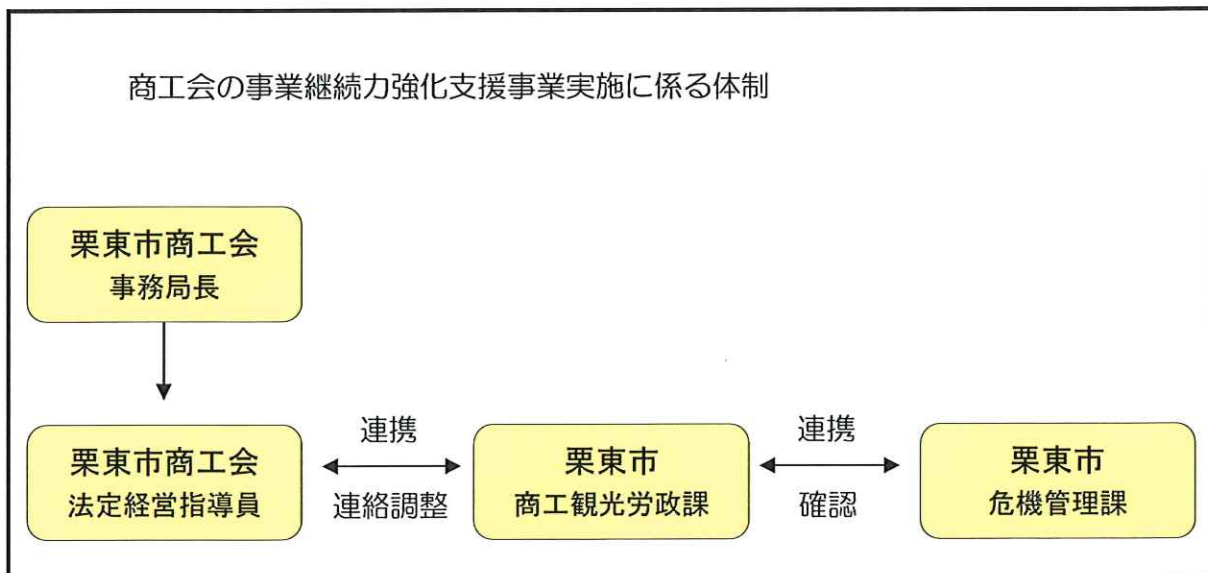
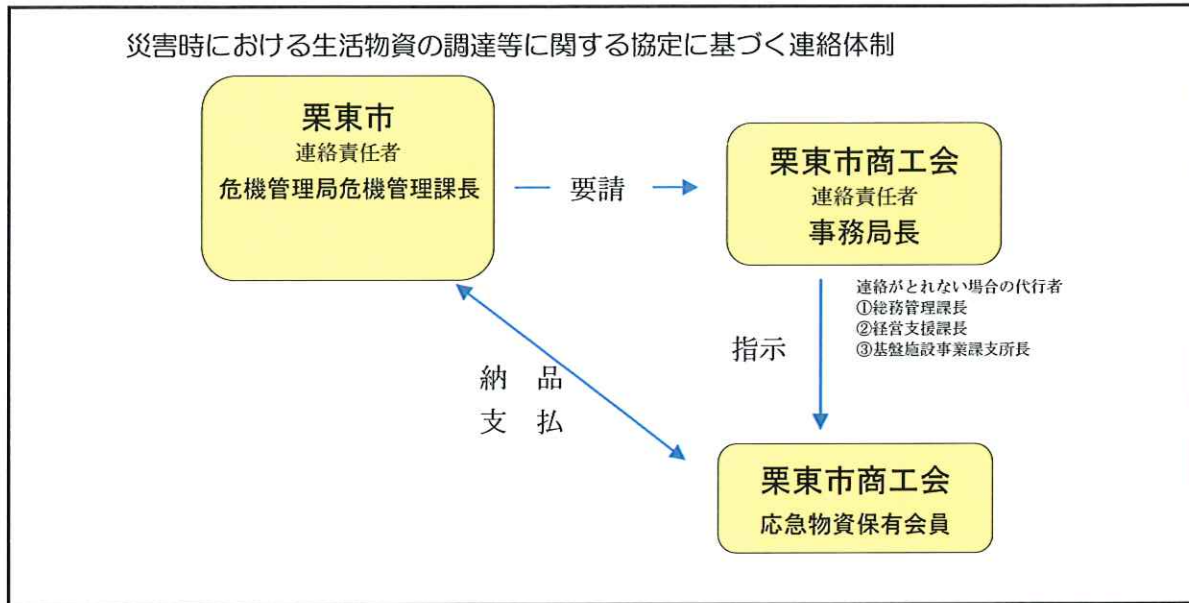
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 辻源之（連絡先は後述3.（1）参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・目標達成に向けた進捗管理
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

栗東市商工会

総務管理課・経営支援課

〒520-3047 滋賀県栗東市手原三丁目1-2 5

TEL 077-552-0661 FAX 077-553-5263

E-mail info@rittosci.com

栗東駅前支所（ウイングプラザ）

〒520-3031 滋賀県栗東市縹二丁目4-5

TEL 077-552-3066 FAX 077-552-1146

②関係市町村

栗東市役所

環境経済部商工観光労政課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所2階

TEL 077-551-0236、077-551-0104 FAX 077-551-0148

危機管理局危機管理課

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13番33号 危機管理センター2階

TEL 077-551-0109 FAX 077-518-9833

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
印刷製本費	80	80	80	80	80
通信運搬費	120	120	120	120	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、滋賀県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	連携して実施する事業の内容
①	
②	
③	
・	
・	
・	
	連携して事業を実施する者の役割
①	
②	
③	
・	
・	
・	
	連携体制図等
①	
②	
④	